

## 第22回

# 福島県地域年金事業運営調整会議 議事録

令和6年2月22日（木）  
コラッセふくしま（福島市）

東北福島年金事務所



## 1 開 会

## 2 本日の日程確認

## 3 主催者あいさつ

(船木 東北福島年金事務所長)

東北福島年金事務所、所長の船木でございます。

「第22回福島県地域年金事業運営調整会議」の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しい中、当会議にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃より公的年金制度への深いご理解をいただいておりますとともに、日本年金機構の円滑な事業推進に、多方面にわたりご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

まずは、今年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により被害を受けた全ての皆さまに対しお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。日本年金機構としましては、各種届書の提出や、保険料の納入等につきましては、被災された皆さまへ寄り添った対応を行ってまいりたいと思います。

次に、本日の今年度第二回目の運営調整会議の開催につきまして、現在の設置規定では、本来は原則1月に開催すると定めておりますが、私どもの事情により本日2月での開催となってしまったことに対し、お詫び申し上げます。委員の皆さまにおかれましては、年間を通して大変ご多忙なお立場であると思いますが、特に年度末を間近に控えた今のこの時期は、特にご多忙な時期かと思っております。そのような時期での会議の開催となってしまったにもかかわらず、本日ご出席いただきました委員の皆さまに、心から感謝申し上げますとともに、今後の開催時期につきましては、規定で定めた時期に開催できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、日本年金機構の事業状況や令和6年の組織目標など重点取り組み施策につきましては、この後機構本部の小畑部長よりお話しさせていただきますので、私の方からは、このご挨拶の場をお借りして、後程、議事の前に皆さまにご確認をいただく、「本調整会議」の、設置要領の新設や運営要領改正について、その中の1点だけ事前にお話しさせていただきます。改正の一番大きな変更点は、本調整会議の開催回数の変更でございます。これまで年2回開催であったものを、変更後は年1回の開催とするものでございます。その理由ですが、地域年金展開事業につきましては、機構本部で定めるガイドラインに基づき実施する事業でございますが、これらの事業につきましては、この間の全国の委員の皆さまからのご意見やご協力によって、相当な効果を得ることが出来ましたこと、また、事業そのものが安定し各地

域に定着したものとなったこと、また、委員長や委員の皆さまへのご負担に対し一定配慮しなくてはならないこと、などによるものでございまして、機構本部としましては、令和5年度の会議の開催は、年1回と定めておりまして、来年度からは福島県も機構本部のガイドラインに合わせるものでございます。どうか委員の皆さまにはご理解をいただきますようお願いいたします。しかしながら、これらの事業は、今後も重要な事業として継続していきますし、年1回の開催とはなりますが、今後も引き続き変わらぬご支援とご協力、そしてご意見やご指導をいただけますようお願い申し上げます。

最後になりますが、この後、議事の中では、令和5年度の取り組み状況や、令和6年度の取り組み方針などをご説明させていただきますので、皆さまのご意見、ご助言等をいただきながら、今後の年金制度の周知啓発・広報の取り組み向上に活かしていきたいと思っておりますので、本日ご出席の委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見・ご助言等をいただきますようお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会：菅野 平年金事務所長)

ありがとうございました。続きまして日本年金機構本部東北地域部 小畑部長よりご挨拶を申し上げます。

(小畑 東北地域部長)

只今ご紹介をいただきました日本年金機構東北地域部長の小畑でございます。

本日はご多忙の中地域年金事業運営調整会議にご出席賜り誠にありがとうございます。また、委員の皆さまにおかれましては、日頃より公的年金制度の深いご理解のもと私共の円滑な事業運営にお力添えを賜り、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、福島県の地域年金展開事業の詳細の業績につきましては、このあと担当より説明させていただきますけれども、私からは少々お時間をいただきまして現在の公的年金制度を取り巻く状況、あるいは当機構の主な組織目標、並びに地域年金展開事業の取り組み状況についてご報告いたします。

当機構が行っております事業の規模を申し上げますと、年金制度の被保険者数が約6800万人、徴収しております保険料の総額が年間約40兆円、保険料を納めていただいている方は被保険者の方の約99%、となっております。また、年金を受給されている方の総数は約4千万人、支給総額は約53兆円でございます。まさに年金制度の適正かつ安定的な運営が、我が国の社会の安心と安定に大きな役割を果たしていることと考えております。

令和6年は私共にとって令和元年度から始まった5年間に及ぶ第3期中期計画の目標期間を終え、第4期中期目標計画を迎える年にあたります。本年の当機構の組織目標は、「更なる高みへの挑戦—信頼される続ける組織であるために—」とすることといたしました。国民の皆さまから信頼される組織であり続けるために、当機構は現状に満足することなく更なる高みを目指していかなければならない、そういう思いを込めたものでございます。

ここからは、組織目標の実現に向けた重点取り組み施策として、3点ご紹介いたします。

まず1点目ですけれども、基幹業務の確実な推進として国民年金においては現年度納付率の13年連続の向上と最終納付率の80%台の持続的向上、厚生年金保険においてはさらなる適用の適正化に向けて加入指導および事業所調査の実施と収納率のさらなる向上、年金給付におきましては的確な年金給付に向けた体制の強化を進めてまいります。

続きまして2点目は、デジタル化への積極的な対応でございます。オンライン年金事業所情報サービスの拡充、老齢年金の簡易な請求書の電子申請を可能とするサービスを新たに開始するなど各種サービスの機能拡充、利用促進を進めることでお客様の利便性向上を図り、更なるオンラインサービスの推進に努めてまいります。3点目は全チャネルを連動させた効果的効率的なサービスの構築です。お客様チャネルにつきましては対面電話といったリアルチャネルと各種オンラインサービス等のネットチャネルがございます。これらのチャネルを総合的に管理する体制を設けて利用しやすくわかりやすいお客様サービスを実現するため、それらの再編を早期に検討実施していきたいと考えております。

続いて地域年金展開事業の取り組み状況でございますが、先ほど申し上げましたとおり、公的年金が社会で極めて重要な役割を果たしている状況下におきまして、年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域の皆さまに制度や手続き内容を適時的確にお伝えするとともに、特に将来制度を担う若年層の皆さまに制度の理解を深めていただくことは、私共日本年金機構として極めて重要な取り組みであると考えております。このため教育機関のご協力のもと若年層向けの年金セミナーを実施しているところでございます。令和5年度上期においては、教育機関における対面に加えweb会議サービスを利用したオンライン実施などにより全国で929回開催いたしまして3万6千人の学生、生徒の皆さまに受講していただきました。今後も教育機関のニーズに応じたセミナーの実施に向けて積極的にアプローチを行い、内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

厚生労働大臣から委嘱を受けて、当機構が担う厚生年金や国民年金の事業につきまして、事業所や地域で啓発・相談・助言などを行っていただく年金委員の活動の活性化も重要な取り組みの一つでございます。令和4年度は文書や電話による重点

的な推薦要請により全国で地域型年金委員が約 1500 人増えまして令和 4 年度末で 8,087 人となっております。職域型年金委員が 7,200 人増加しまして、全国で 12 万 6 千 640 人と大幅に委嘱を拡大しその活動基盤の充実を図りました。令和 5 年度においても、委嘱拡大に加え定期連絡会あるいはオンラインの実施も含めた年金委員研修の内容を充実させまして、機構 HP も活用し年金委員に必要な情報の提供の強化を図ってまいります。

最後になりますが、複雑となっております公的年金制度について、正確に国民の皆さまにご理解いただき、制度を知らないことで不利益を被る方を発生させないことが我々日本年金機構の責務であり、これらの実施にあたっては関係機関の皆さまや年金委員の皆さまのご協力が必要不可欠と考えております。引き続き当機構の取り組みにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この後の議事にて福島県の取り組み状況についてご報告いたしますので、ぜひ忌憚のないご意見、ご提案、ご助言を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 4 福島県地域年金事業運営調整会議委員並びに出席者確認

出席委員 12 名（内代理 1 名）

日本年金機構 14 名

（委員および機構出席者の紹介）

#### 5 会議設置要綱の新設、運営要領の変更および設置規程の廃止

（司 会）

ここで、議事に入る前に、事務局より本調整会議の設置要綱の新設、運営要領の変更および規程の廃止について説明があります。

（事務局：長嶺 東北福島年金事務所副所長）

福島県では、公的年金制度の安定的な運営のため、制度の普及・啓発活動の地域に密着した事業推進の在り方について、関係機関の皆さまと意見交換をさせていただく場として、全国各都道府県にさきがけて、平成 25 年 1 月に第 1 回地域年金事業運営調整会議を開催いたしました。この間、皆さまのご協力のもと、会議設置規程に基づき毎年会議を開催してまいりましたが、この会議が全国的なものとなったことを機に、日本年金機構として各県での地域年金事業運営調整会議設置要綱および設置要領が示されているところです。

この度、福島県におきましても、当機構で示されている設置要綱にあわせるため、これまでの設置規程の全部を改正し、新たに設置要綱の新設および運営要領の変更をすることといたしました。

内容としては、これまでとほぼ同じですが、一点、大きく変更点がありますのでご説明させていただきます。運営要領「2. 開催」をご覧ください。運営調整会議は年2回開催してまいりましたが、令和6年度からは原則7月の年1回の開催とさせていただきます。7月の開催は、日本年金機構本部よりガイドラインが示されるのが5月ということもあり、前年度事業結果のご報告と今年度の事業計画をご説明させていただき、皆さまからのご意見をいただきながら、その年の事業計画に反映させていただければと考えております。これまで年2回の開催を通して、定着と安定が図られました。また、今後の委員の皆さまのご負担も考慮したうえでの変更となり、ご了承いただければと思います。引き続き、ご協力をお願いいたします。

## 6 座長確認

(司 会)

それでは、議事を進めさせていただきます。福島県地域年金事業運営調整会議設置規程第5条第5項において、委員長が議事を進行することになっております。委員長であります福島学院大学の菅藤先生をお願いいたします。菅藤先生、よろしくお願いいたします。

(座長：菅藤委員)

委員長を引き受けさせていただきました、菅藤でございます。私のほうで議事を進めさせていただきたいと思っております。なにぶん不慣れなものですからご協力方よろしくをお願いいたします。会議次第に基づき進行しますが、途中5分程休憩を取り、4時前には議事を終了したいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは早速議事に入ります。

## 7 議 事

- (1) 令和5年度 福島県地域年金展開事業 取り組み経過
- (2) 令和6年度 福島県地域年金展開事業 事業計画案

(1) および(2)について、事務局より資料に基づき説明。

(3) 質 疑

(石橋委員)

確認をしたいのですが、まず新年度の4月以降の事業につきましては新しいものは特段なく、これまでのものを基本にやっていくとくことでよろしいでしょうか。一点だけ、この会議はこれまで年2回だったものが年1回になるということではよろしいでしょうか。

(事務局)

現在の時点では令和5年度を踏襲して令和6年度の事業を進めるということで4月以降考えております。5月頃にガイドラインがでますので、その段階で計画の見直しが必要な部分は当然見直しをしなければいけないと考えております。開催についてはこれまで年2回だったものが年1回7月の開催ということで令和6年度以降お願いしたいと思っております。

(石橋委員)

はい。追加で1点質問です。本年度の事業報告がありましたけれど、4ページ、地域連携事業地域相談事業で市町村国民年金担当者研修会の実施の実施回数について、今年度32回に対して前年度69回、半減したということですが、背景としては、もう十分周知できているということもあったのでしょうか。回数がすべてではないですが、理由を聞き漏らしてしまったかなと思ひまして理由の確認です。

(事務局)

東北福島であれば、これまでコロナ化でのオンラインの開催ということで、令和4年度の下期ですと毎月定期的にオンラインで開催しておりました。主に給付の内容です。令和5年度になりますと、資料の部分で制限されているということもあり、オンラインでの実施が減ったということと、対面での実施そのものも減っている実態でございます。ただ、日常業務の中では国民年金課およびお客様相談室と市町村の国民年金担当の方との連携ができておりますので、業務上は問題ないかと思ひますが、先ほど石橋委員からもありましたが、開催だけがすべてではありませんが、そういうところも含め、市町村との連携を深めていかなければならないと考えております。

(菅原委員)

今と同じページ(4ページ)の市町村の担当者研修会回数のところですが、会津若松だけが突出して19回と多い数字になっておりますが、理由をお聞かせ願ひます。

(白岩 会津若松年金事務所長)

会津若松年金事務所の白岩と申します。会津若松については、東北管内の中でも一番管轄する市町村数が多く、17市町村をかかえております。会津若松管内の面積は福島県の4分の1、千葉県と同じ広さになります。

そういったことから、コロナ前は対面での市町村研修を行っていましたが、市町村担当者の皆さまには、一番遠いところだと片道2時間半をかけて、会津若松市での開催となっております。コロナ化の中で、オンラインで県の会議などもあったことから、日本年金機構の研修会についてもオンライン、定期的なオンラインでの開催をということだという要望が、恐らく他の事務所さんよりも多く要望があり、日本年金機構の方でもマイクロソフトチームズの体制整備の整ったため、令和4年度から実施させてもらっているという状況です。令和5年度についても、やはり引き続きのニーズがあったものですから、月2回、毎月同じ内容を2回繰り返しておりますが、市町村様はどちらかでご出席いただければということで開催しております。今現状17市町村中、10を超える市町村様で毎月参加していただいているという状況になります。以上です。

(座長)

その他質問がないようなので、議事1 議事2についてはご確認いただいたということで終了いたします。

休議

(4) 意見交換

(座長)

これより議事を再開します。意見交換につきましては、令和5年度の経過を踏まえて、令和6年度の地域年金展開事業を更に推進・充実させていくために、ご意見をお願いいたします。なお、いただいたご意見については、項目ごとに一括して事務局から回答をお願いすることといたします。

それでは地域住民や事業所への制度周知や関係者向け研修会など地域連携事業および地域相談事業について何かご意見等ございませんでしょうか。

(吉田委員)

日頃より日本年金機構の職員の皆さま方をはじめ、各関係機関の皆さまには大変お世話になっておりますこと、この場をお借りして御礼を申し上げます。座ったままで失礼いたします。

まず参考までに、当社労士会の取り組みの内容について簡単に情報提供したいと思います。

まず1点目が、県内の各年金事務所の窓口には社労士会の会員を相談員として派遣しておりますけれども、令和5年度とほぼ同じ人数で、令和6年度も12名5つの事務所へ相談員として派遣する予定であります。職員の研修にも混ぜていただいて、資質向上に努めているのに加え、我々社労士会でも、特に障害年金等の事例を中心とした、計画的な研修をやっておりまして、資質向上に努めております。また連合会でやっております年金マスターの研修にも、令和6年度の要員といたしまして2名が終了し、この2名が実習を終え次第、年金事務所に相談員として派遣予定となっております。

それから、研修会につきましては、先ほども言った障害年金の事例を中心に県全体の研修会をやっておりますが、5つの支部がありますので、この支部で個別に各年金事務所の方に講師のお願いなどをする場合もあるかと思っておりますので、引き続き協力をお願いしたいと思います。各制度の周知等につきましては、日本年金機構からの通知文等については、社労士会のHPの会員のページから会員へ周知する仕組みになっておりますので、この辺もあわせてお含みおきいただければと思います。

それから、年金事務所と連携したワークルールセミナーについては先ほど年金機構さんの報告の中でありましたとおり、ワークルールセミナーは、令和4年度が8校、うち年金事務所とのタイアップは1校でしたが、令和5年度につきましては、13校実施しておりまして、そのうちの4校が年金事務所とのタイアップということで、先般の専門委員会の方でも、令和6年度の事業としては令和5年度の取り組みを踏襲する方向性が決まっておりますので、ご報告申し上げます。

最後に電子申請につきましても、引き続き電子申請の申請率をあげるべき会員の方に周知しておりますが、昨年6月に、社労士業務ソフトへのサイバー攻撃がありまして、県内の会員の事務所でも、1か月ほど通常の業務への影響が出たということもありまして、昨今社労士事務所でも事務所でのDX（デジタルトランスフォーメーション）も進んでおりますので、この辺のセキュリティ対策もしっかりするようにということで、会員の方へ周知を図る研修も実施しているところです。以上です。

(司会)

事務局から一括してお願いいたします。

(事務局：船木所長)

ただいま社労士会会長の吉田委員からお話を伺いありがとうございました。質問やご提案ということではなかったのですが回答ということではありませんが、御礼も含めて、まず事務所窓口の派遣、社労士さんの派遣につきましては、令和6年度、昨年並みということで12名を確保いただきありがとうございます。かなりご無理を言って、

何とか確保していただいたと思いますので、それに対するお礼を申し上げます。

また、共にというところで、研修会も含めて窓口への内部研修も、障害年金のみならず、回数も増やし、知識向上や窓口の充実に結び付けていければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

ワークルールセミナーも少し回数を増やしていただいたということで、こちらも可能な限り参加していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思っております。

最後に電子申請ですが、機構では当初7割を目指してきたところでしたが、何とか全国規模で今年度7割に到達しそうでございます。これは本当に全国もそうですが、福島県は特に、社労士会様の電子申請に移行しようと積極的に行っていただいた結果だと思っております。やがては紙をなくそうという私共の目標もありますので、引き続き電子申請の推進をお願いしたいと思います。ありがとうございます。以上です。

(座長)

次に年金セミナーについてご意見はございませんでしょうか。

(中野委員)

校長会の中野でございます。よろしくお願いいたします。日頃より学校教育の方に年金セミナー等でご協力いただきましてありがとうございます。

まず先ほどご説明の中にありました、学校のカリキュラムの中にどう組み入れるかということについてですけれども、まずは早めにアプローチをしていただいて学校の取り組みの中に入れていくのと同時に、昨日、県の方から働き方改革、学校の在り方改革のプランがでまして、様々な学校教育の見直し等も含めて進めるようにという時期になっておりますので、早めのアプローチが必要と思っております。

また、成人年齢が高校3年生のときにやってくるということになって、今、金融教育等はさかんに取り込まれるようになってきております。例えば、このセミナー事業は学年単位、学校単位というように大きなマスを使って行うようなものとか、学年全体で見せてくださいというものですけれども、金融教育は家庭科などが中心に行っておりまして、先日は保険会社の方、いわゆる金融の方からは、学校の授業の中で使えるレジュメ、プリント等の提供もありまして、形として、セミナーを大きく開くというスタイルもいいですが、学校教育の中においては、授業の中に取り込まれるということの方がより速いアプローチのような気がしております。今ほどのように金融教育の保険会社からの提供の例なども含めてご紹介したいと思います。

また、授業の中で、単純に講義形式からの脱却ということでインプットとともにアウトプットまでというのが教育の主流となりつつありますので、50分まるまる講義になっているということについて受け入れる側で難色があるとか、90分まるまる講

義スタイルだと、というようなあり方の流れの変更があるということをご理解いただいて、地域年金推進員の方など学校出身の方もいらっしゃると思いますので、先生方と相談し、新たな形というものも考えていただければと思います。

また、意見というか質問ですが、福島県で行っておりますポスターコンクールは福島県のものになると思いますが、こちらの資料にありました作文の30点ほどのものについては、単純に全国応募のものだけなんですか。先ほどは金融教育でしたが、税金も似たようなセミナー、それから作文の応募というものがあります。先日、本校生ですけれども、本人が応募したんですけれども、福島税務署長賞というのをいただいて、要は応募規模が全国なので、全国で入賞しなければなんの返答もない、バックがないということかと思っておりますので、せっかく応募したのであれば、何か県内のちょっとした奨励のような、ちょっとした賞もいただければ次の応募というものに繋がっていくのではないかなと思っておりますので、私の意見として申し上げていきたいと思います。以上でございます。

(座長)

あとでまとめて回答申し上げることとしたいと思います。他にございますでしょうか。

(菅原委員)

私から2点ほどお話しさせていただきます。

まず年金セミナーと同じようなものですが、厚生労働省年金局が主催で学生との年金対話集会というものを行っております。実際の開催の形式としましては、年金局職員が大学にお邪魔して、講義の1コマ90分を頂戴した中で40分くらいが年金局からの制度説明、残りの時間についてはグループワークということで3つくらいに分けながら、年金局の職員と大学生が座談会方式で意見交換をするというようなことをやっています。昨年度の実績を申しますと、全国で36大学、東北では6月に岩手の盛岡大学、9月に宮城の東北学院大学、10月に東北大学、そして12月に山形の東北交易文化大学、1月が宮城の東北福祉大学で実施しており、東北福祉大学は今年度初めて実施しました。このような形で大学生の皆さまに年金制度を理解していただく、ご自身の年金について一緒に考えていただくというようなことを目的として実施しておりますので、福島県内の大学での年金セミナー開催時に、年金局がこういったものも開催していますよということをアナウンスしていただければ非常にありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう一点が、これもやはり大学生に対することになりますが、まず大学側に対して昨年12月20日学生納付特例制度の周知と学生納付特例事務法人の指定にご協力をいただけないかということで、文書を出させていただいております。ご存じの通り

20歳になれば国民年金に加入し、保険料も納付する義務が発生しますが、経済的になかなか納めるのが難しい方については学生納付特例制度がございます。納付もしくは特例制度を利用せず、万が一障害の状態になった時に障害年金が受けられないといったことも当然ございますので、納付もしくは特例制度の承認を受けていただくことが必要と思っております。福島県内の大学でも、私どもで何校かアポをとりながら、学生納付特例事務法人制度がありますということを説明しております。学生納付特例申請書は年金機構もしくはお住まいの市町村に出していただきますが、学校の方に出していただけるというのが、この学生納付特例事務法人の主たる目的でございますので、そういったところをご理解いただくということと、これによって学生さんの申請に対する利便性が大きく図られるということを説明しながら制度周知をしておりますので、福島県内の大学に足を運ぶことがあれば、機構職員の方にご同行いただきながら進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

(座長)

ありがとうございました。ではここまで出た年金セミナー事業について事務局から一括して回答をお願いいたします。

(所長)

まず、高等学校長協会の中野委員の方からご助言をお聞きさせていただきました。まず、アプローチの時期の問題についてですが、これまでも何回もご助言いただいているところですが、とにかく早め早めにとということで、カリキュラムを組むのがすでに冬場には決まってしまうため、その前にとということは聞いておりますので、引き続き時期は早めにというところは考えていきたいと思っております。

またセミナーの内容ですが、先ほど事務局の経過報告の中でもあったんですが、一つの授業の中で年金だけというのはなかなかということで、どこかの制度とのコラボとか、そういったことも当然考えていかなくちゃならないというところと、先ほどご助言いただきました、一方的にやるのではなくてということ、アウトプットでとしゃってございましたけれども、生徒さんたちに考えてもらって何か発言してもらうような、そんな授業も必要かなと思っております。実はこの部分は推進員の先生の方からアドバイスをいただいております、実際やりかけているというところもありますので、その辺をもう少し充実させて、そういった授業を行っていきたいなと考えおります。また今申し上げたとおり、福島県3人の地域年金推進員の方、皆さんすべて教育関係、校長先生だった方がほとんどなので、そういった先生方からの授業のテクニック、お話のスペシャリストかと思っておりますので、その辺のテクニックを色々学ばせていただきながら、より充実したセミナーの開催を考えていきたいと思っております。ご助言

ありがとうございました。

次に、厚生局の菅原委員から2つほど、これはどちらかというアナウンスしてくれという話しだったと思いますが、まずは最初、年金局の方が大学の方に行って座談会形式をやっているということをよく把握していなくて、今初めて聞いて、なるほどすごいなと逆に思ったところがございます。やはり一方的にただしゃべるということだけではなく、そういったグループワークも含めて、これは内部の会議でもそういったグループワークなども取り入れていますので、年金セミナー、特に大学生などの相手の場合はそんな取り組みも必要なのかなと、お聞かせいただいたところです。

また、学特の関係は、本当にこの地域年金展開事業の目的の一つには国民年金の納付率や受給権の確保というところを目的としておりますので、本来納められない、納める必要のない方々に、きちっと届け出いただくということは最優先事業だと思っております。そういうことからいうと、学校法人の方で届け出を預かっていただけるというのは非常に効果的、有効的な制度だと思っております。ただ残念ながらすべての大学でご協力をいただいているわけではございませんので、色々なアプローチの方法も厚生局さんの方で考えてらっしゃると思うんですけども、引き続き私どもも一緒になってお願いなどをしていきたいと思っております。機構で何か大学でセミナー等やる場合については、今ほど委員からありました2点については忘れずに、お話しをしていきたいと思っております。貴重なご助言ありがとうございました。

(座長)

続いて、年金委員活動支援事業について何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

(遠藤支部長)

私共協会けんぽで取り組んでおります健康保険委員の委嘱拡大について、ご参考までにお話しをさせていただければと思います。以前、この会議の場でもお話しさせていただきましたけれども、毎年度、健康保険委員の委嘱拡大に取り組んでおりまして、全国47都道府県の各支部でKPI、いわゆる数値目標が設定されておりまして、委嘱者の人数だけではなく被保険者のカバー率がKPIになっております。ちなみに今年度の福島県のKPIは51.8%ということになっております。直近の福島県のKPI数値は52.5%となっており目標は達成している状況であります。

具体的にどういう風に委嘱の拡大を行っているかということについてですが、毎年度勧奨計画を作っております。具体的な施策やスケジュール、こういったものを年度初めに決めていきます。例えば、新適の事業所については2か月に1回勧奨を行うとか、あるいは委嘱率が低い中小規模の事業所さんについては特に勧奨を強化する、具体的には中小企業というのは10人~30人になりますけれども、そういった取り組み

の施策について年度初めに作っているということになります。

それから、健康保険委員の方に対しては年に3回健康保険委員だよりというものを作っておりまして、その都度健康保険の制度に関する記事ですとか、具体的な実務、それからセミナーのご案内、あるいは事業に対する協力要請、そういったものを掲載しております。年度最後の健康保険委員だより際にはアンケートについてのご回答をお願いしております、その健康保険委員からいただいたご意見ご要望については、次年度の事業に反映をさせるというようなことも行っております。

また、新たに健康保険委員に委嘱をする方の中で同意が得られた方については、年金事務所さんと社会保険委員会さんにも情報提供をして、それぞれ年金委員や社会保険委員の案内にご利用いただいているということでございますので、今後も年金事務所さん、社会保険委員会さんとも連携をとりながら、私共としても健康保険委員の委嘱拡大について取り組んでまいりたいと思っております。私からは以上です。

(中島委員)

福島県社会保険委員会の中島です。社会保険委員会は社会保険事業に寄与することを目的に県内の年金事務所がある6市町村にあり、各年金事務所と協力連携しながら、事務手続きを周知するため事務講習会の開催や企業内における相談や適切な届け出の取り組みを実施しているところですが、本日提案されている事業計画書の6ページを見ますと、地域型年金委員との連携と記載していますが、職域型年金委員で組織されている社会保険委員会との組織的な関係について明記はされていないようですが、社会保険委員会は会費を負担して自分の会社だけでなく地域全体の社会保険事業の推進に取り組んでいるところですが、こうした委員会に対しての日本年金機構の関わり方についてお聞きしたいと思います。

また、機構として地域型年金委員の組織づくりは進めているようですが、職域型年金委員の組織づくりについてはどのように考えているのか教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(座長)

それではここまで出た年金委員活動支援事業について事務局から一括して回答をお願いします。

(事務局：船木所長)

まずは健康保険協会の遠藤委員から、協会けんぽにおける委員委嘱の状況とその取り組みについてお話をいただきました。

協会けんぽはKPIとおっしゃっていましたが、おそらく業績のところを評価に入っているということだと思いますが、恐らく加入率が50%は超えていらっしゃる

んですよね。というのが、機構は50人以上を対象に勸奨をやっていますので、対象事業所も違うのですが、実は機構は機構で、ある程度重要事業として、この委嘱拡大については事業評価にも入っております。ただ、今回の報告にもありました通り、年々委嘱数が少なくなっているという厳しい状況の中で、懸命に委嘱拡大を行っているというところがございます。当然委嘱した後のフォローも含めて、きっちり説明できないとなかなか委嘱もできないということもありますので、引き続き協会けんぽさんの取り組みを参考にしながら、委嘱拡大の取り組みを行ってまいりたいと思っております。それから、協会けんぽさんもおっしゃっていたとおり、委嘱した場合は、当然同意書もらった場合には委員会連合会の方にも情報提供をしていくということやっておりますので、同意書の取り漏れがないように、ここは委員会連合会さんの方でのお話しにもなりますが、委嘱拡大の部分を進めてまいりたいと思っております。参考になりました。ありがとうございました。

委員会連合会の中島委員からの今のお話しですが、関わり方ということで質問がありましたけれども、きちっとした回答が今この場でできるかどうかかわからないんですが、社会保険委員会や、地域型年金委員会のお話しもありましたけれども、地域年金展開事業を推進していく上では、この両委員会の皆さまとの協力連携は不可欠だと思っております。ではその協力できる内容について何なのということについて申し上げますと、実はこれまではきちっと機構のガイドラインにそういったものが示されていなかったんですが、昨年12月に機構本部から事務連絡が出まして、その内容について示されたところがございます。

具体的に申し上げますと、これまでも皆さまのご協力を得てやってきたことですが、例えば事務講習会の共同開催とか委員会が主催する制度説明会への講師派遣、機構で開催する委員研修会、これは社会保険委員の皆さまと地域型年金委員の皆さまもそうですが、そういった皆さまを対象とした研修会など、これが明記されておりまして、そういうことからいうと、これまで福島県で実施してきた、福島社会保険委員会連合会さんと実施してきた事業そのものなのかなと思いました。なんら変わらないものでございます。

また福島県では皆さまと協力連携しながら実施している各種事業については、おそらく他の県よりも非常に充実しているというか、良好な関係を持ちながら積極的に事業を行っているとは私は思っているところです。さらに申し上げますと、特に中島委員がいらっしゃる社会保険委員会との関係は、日本年金機構が始まってからではなくてその前から、非常に古いおつきあいで、私どもにとっては、この間色々ありましたけれども、社会保険委員会の皆さまは数少ないよき理解者、団体であると理解しているところがございます。どうしても、すでに充実している社会保険委員会連合会のところと、設立はしたもののなかなか活動というか何をやっていいかわからない、何を願ったらいいいかわからないといった地域型委員会とは、やはり機構本部としても力

の入れ方というとならされてしまいますが、どうしても今回の資料もそうですけれども、おっしゃる通り地域型年金委員会のことは色々書いてある一方、職域型年金委員会のことは書いていないと思われたのかなと思ひまして、余計なご心配をおかけしてしまったのかなと思っております。

繰り返しになりますけれども、社会保険委員会との関わり方については、最も重要で非常に力強いお力添えをいただいておりますし、委員会がなければ制度周知なども進まないと思っておりますので、変わらぬご支援ご協力をいただきますようお願いしたいと思います。そういった意味では繰り返しになってしまいますが、社会保険委員会の組織というところの、委員の人数も当然増やしていきたいと思っておりますし、情報提供を漏れなく確実に行ってまいりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

おそらくきちとした回答になっていないと思ひますが、その辺も含めましてまた今後、連合会さんの方との連絡会議等にも参加させていただきますので、その際改めて色々ご指導いただければと思ひます。以上でございます。

(座長)

それでは最後に、ねんきん月間における効果的な取り組みや事業全般についてのご意見はございませんでしょうか。

(木村委員)

只今地域型年金委員会の話しもできましたので、私の方からちょっと現状の報告をさせていただきます。地域年金委員会というのはなかなか活動が難しいんですが、自治会や町内会を中心に活動をしますが、役割といたしましては少子高齢化の我が国におきまして公的年金制度の周知徹底あるいは広報、公的年金制度の正しい理解の普及、啓発を図るといのが大きな目的になっておりまして、なかなか言うのは簡単ですがやるのは難しい状況であります。

私、地域型年金委員会の令和5年度の事業結果報告、まだ途中ですが、特徴的なこともございましたので事業結果を報告させていただきます。我々県単位に作っていましたが、今回令和5年度の6月23日に、上部団体である地域型年金委員会連絡協議会というものがございまして、そこに福島県が加入させていただくことになりました。これは、7月に開催された会議でも報告させていただきましたが、まだまだ加入が少なく、首都圏の神奈川、千葉、埼玉そして福島この4県で現在のところなっていますが、日本年金機構の本部でも非常にこの地域型年金委員会の活動については力を入れておりますので、今後どんどん加入も広がっていくのではないかと思います。情報交換等がなされるわけですが、6月の総会に私と事務局長の2名が出席して正式に加入したということで、特徴的なところとしましては、予算が10万円配賦されるということです。これまで予算を作らないでやってきたものですから、その使い道をどう

するかを含めて、次回の令和6年度総会で検討していきたいと思います。

その他、福島県の総会は7月5日に実施しました。あと11月に東北福島管内の地域型年金委員連絡会、これは事務所ごとに地域型年金委員との連絡会を行っていますが、東北福島管内は11月21日に実施しました。これも情報交換や研修会が主でございます。やはり年金委員といっても、制度改正もあり、OBも含め、社会保険に正式に携わっていない方もいっぱいいるので、やはり研修はかなりやっていかないとなかなか相談にも乗れないという状況でございます。

その他残念なニュースが、11月に事務局長の冠木さんという方が急死されました。突然亡くなりまして、その方中心に年金委員会をやっていたので、私会長としてもショックを受けたところです。11月9日に今年2回目の連絡協議会がありましたが、事務局長に行っていたことになっていたんですが、急死したため、協会の専務理事をしている星さんに急遽行っていただいたところです。

令和6年度は、総会を5月か6月頃にやりたいなと思っております、役員体制、やはり事務局長が要かと思っておりますから、その辺をしっかりと決めていきたいと、そして補助金の使い道をどうしていくか、その辺を協議していきたいと思っております。大きな柱であります地域型年金委員の拡大、それはこの資料から今年度は170名から177名と若干7名ほど増えていますが、なかなかいただくのが難しい状況にあります。令和6年度も、引き続き大きな課題といたしまして、事務所からの指導を受けながらやっていきたいと思っております。以上、地域型年金委員会の現状なり課題の報告させていただきます。ありがとうございました。

(座長)

ありがとうございました。それでは、ねんきん月間の取り組みや事業全般に関するご意見ございませんでしょうか。

ないようですのでこれで意見交換を終了させていただきます。

それでは最後に船木所長から統括をお願いします。

## 8 総括

(船木 東北福島年金事務所長)

本日は、各委員の皆さま方からたくさんの貴重なご意見をいただきありがとうございました。

今ほど皆さま方からいただきましたご意見やご助言等につきましては、日本年金機構本部、および福島県内の年金事務所において共有させていただき、今後の地域年金展開事業を推進するにあたっての礎にしてまいりたいと考えております。

従来から申し上げておりますように、公的年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆さまに対し、正しい知識や情報を適時・的確にお伝えすること、制度を知らないことによる不利益を生じさせないことが、地域年金展開事業の目的であり、私ども日本年金機構として重要な取り組みであると考えております。

これらの実現にあたりましては、本日ご参集の委員の皆さまをはじめとした、地域の関係団体のご協力が必要不可欠でございます。

引き続き、地域における支援ネットワークの構築に取り組み、地域・教育・企業など、それぞれのお立場からのご意見、ご提案を賜りながら、国民の皆さま方の年金制度に対する理解を深め、制度加入や年金保険料納付に結び付けていけるよう努めてまいりますので、今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、引き続きのご指導・ご鞭撻を重ねてお願い申し上げまして、本日の会議の総括と、大変お忙しい中ご出席いただきました委員の皆さまへの御礼とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(座長)

用意した議事はこれで終了いたしますが、他に何か事務局からございますでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(座長)

委員の皆さまからは何かございますでしょうか。

それでは委員、事務局双方ともないようですのでこれで議事を終了します。ご協力ありがとうございました。

(司会)

座長、大変お疲れ様でした。スムーズな議事ありがとうございました。また委員の皆さまにおかれましては長時間にわたりご検討いただきましてありがとうございました。また貴重なご意見ありがとうございました。最後に少々お時間をいただきまして事務局から事務連絡がございますのでよろしく申し上げます。

(事務局)

大変お疲れ様でした。私から 1 点だけ事務連絡をさせていただきます。委員の皆さま

まの任期は2年でございます。2年で満了でございますので、更新対象の方がいらっしゃいます。追って事務局の方から更新のお手紙が送らせていただきますので、引き続きご協力のほど、貴重なご意見をいただきますようご支援の方よろしく願いいたします。以上になります。

(司会)

以上をもちまして第22回地域年金事業運営調整会議を終了いたします。皆さま大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

(座長)

私も不慣れなこともあって十分に余裕をもった議事を進められなかったかと思えます。申し訳ございません。委員の皆さまももう少し時間があればと思った方もいらっしゃるかと思いますが、ご容赦願いたいと思えます。

9 閉 会

以上